

雑誌スポンサー制度

新城図書館

「雑誌スポンサー制度」とは

雑誌スポンサー制度は、市民への図書館利用サービスの向上と地域経済の活性化を図ることを目的に、企業その他法人または事業主が図書館に配架する雑誌のカバー等に広告を掲載する対価として雑誌の購入費用をご負担いただく制度です。

「雑誌スポンサー制度」の概要

- 1 スポンサー申出者に、図書館が作成した「対象雑誌リスト」から提供雑誌を選定していただきます。雑誌は複数冊選択することが可能で、その選択数に制限はありません。
- 2 スポンサーには、雑誌の購入代金をご負担いただきます。雑誌の調達は図書館が行います。
- 3 提供いただいた雑誌の「最新号」のカバー表面及び雑誌架の扉にスポンサー名を、カバーの裏面及びデジタルサイネージに広告を掲出します。
- 4 提供いただいた雑誌を図書館の雑誌コーナーへ配架して利用に供します。配架場所、位置は図書館が選定します。

▲スポンサー名の表示（雑誌カバー表面・雑誌架扉）

大 き さ 縦5cm×横14cmの範囲内

添付位置 雑誌カバーの中央下部

（図書館で作成します）

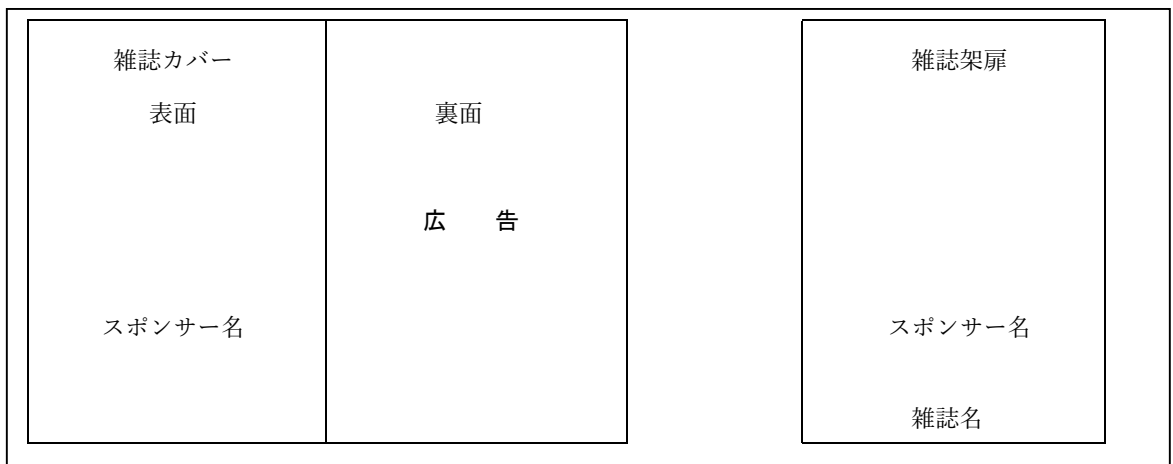


雑誌書架

▲広告（雑誌カバー裏面・デジタルサイネージ）の掲示

大 き さ 当該雑誌の大きさ以下

（スポンサーが作成します）



●対象スポンサー及び対象広告

雑誌スポンサーは企業や法人等で、個人は除きます。また、新城市広告掲載基準第1項各号に定める業種又は事業者に係るものは対象としません。また、広告の内容は、図書館の公共性、社会的信頼性等を損なう恐れのないものとしします。

●申込方法等

新城図書館雑誌スポンサー申込書（様式第1）に必要事項を記入し広告図案を添付のうえ、下記メール、郵送、ファックス又は新城図書館まで持参してください。

なお、複数の申込者があった場合は先着順となります。

●審査及び決定

雑誌スポンサーの申し込みがあったときは、新城市広告審査委員会で審査し、可否を決定します。広告掲載基準をご確認のうえ、お申し込みください。

広告の可否を決定したときは、新城図書館雑誌スポンサー決定通知書により通知します。

●広告料の支払方法

スポンサーのお支払いは、決定通知を受け取った日から30日以内に、広告料を一括前納していただきます。

既に納入された広告料の還付はしませんが、スポンサーの責めによらない事由により広告掲載できなかった場合は、広告掲載料の全部又は一部を還付します。

広告を掲載していた雑誌が休刊等となった場合は、図書館と協議のうえ、別の雑誌に広告を張り替えることができます。

●広告掲出の中止

雑誌提供スポンサーが、雑誌の提供を中止するときは、中止しようとする日の2カ月前までに、新城図書館雑誌スポンサー取下届（様式第3）を提出してください。（次年度以降の提供中止を希望される場合も提出いただきます。）

●申し込み・お問い合わせ先

新城図書館：住所 〒441-1381 新城市字下川1番地1

電話 23-2333 FAX 24-3415

E-mail toshokan@city.shinshiro.lg.jp

▲受付時間：午前9時から午後5時まで（休館日を除く）